広島県A地域

離職後2年以内に他の単位地域(指定地域・特定指定地域以外)から 広島県 A 地域で登録するときの講習・試験の流れ

※指定地域・特定指定地域: 札幌地域・仙台地域・さいたま地域・千葉地域・東京地域・横浜地域・名古屋地域・京都地域・大阪地域・神戸地域・広島地域(広島県A地域)・北九州地域・福岡地域→P7参照

※地理講習受講及び「法令・安全・接遇」試験合格が必要

- ① 受講希望日の前週金曜日までに FAX (082-293-9296) で申し込み (講習は地理のみ) : 受講申込書 (別紙1) と受験申請書 (第十六号様式) :
- ② 地理講習受講
- ③「法令・安全・接遇」試験合格 ※試験が不合格の場合は、翌日に再試験を実施
- ④ 登録と運転者証交付申請
 - ※登録は新規登録となり、もとの単位地域の原簿から登録を消除していることが必要。 登録消除をする時は、前雇用会社の運転者証が返納されていることが必要。
 - ※試験合格直後に運転者証の交付を受けたい場合は、登録申請書を受付時に提出すること。

【手数料の支払いについて】

協会加盟事業者 :協会費と併せて請求

協会非加盟事業者:受講料は、受付時に現金で支払う

登録等手数料は、講習修了後の運転者証交付時又は後日、登録申請

時に現金で支払う

講習受講料

地理(比	也理教本代 1, 000 円込)	2, 700 円
試験手数料		
法令・安全・接遇		3, 400 円
登録等手数料		
登録申請		1, 750 円
運転者証交付申請		1, 750 円

(広島県A地域運転者用)

別紙1

受 講 申 込 書

令和 年 月 日

広島地域認定講習実施機関

(一社) 広島県タクシー協会 会長 様 (広島県タクシー運転者登録センター)

受講希望日

令和 年 月 日、 月 日の2日間

*	1	タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習(運転者として登録するための講習)として受講する方(登録の無い方)
受講者 区 分		タクシー業務適正化特別措置法第18条の2に規定する講習(命令講習)と して受講する方
(下表右端)	3	上記、受講者区分1・2以外で受講する方(登録が有る異動等の方) 【区分3は、講習1日目のみの受講となります。2日目の講習は対象外です。】

ふ り が な 受 講 者 の 氏 名	生	年 月	日			区分(該当に 受講科目を記	
	昭和 平成	年	月	日	1 地理のみ	2	3
	昭和 平成	年	月	日	1	2	3
	昭和 平成	年	月	日	1	2	3
	昭和 平成	年	月	目	1	2	3

所属事業者名:

(一社) 広島県タクシー協会

電話番号:

TEL (082) 233-9155

FAX (082) 293-9296

- 注1 受講申込みは、原則、受講希望日の前週金曜日までにお願いします。
- 注2 講習1日目受付 午前8時30分~8時50分
- 注3 協会加盟事業者 : 受講料等は協会費で請求しますので窓口でのお支払いはございません。
- 注4 協会非加盟事業者:講習1日目受付時にで受講料・試験手数料を現金でお支払いください。

○受講料

- ・区分1:8,200円【法令・安全・接遇:5,500円(教本代1,000円込)、地理:2,700円(教本代1,000円込)】
- ・区分2:1科目1,700円、別に教本代1,000円
- ・区分3:5,500円【法令・安全・接遇:5,500円(教本代1,000円込)】

受験申請書

一般社団法	人几	た鳥	県	タク	3	/一協会	殿
// 八人 二十二 1二	/ 🔍 / 🗸	$\rightarrow \mu \nu$	クロ ン	//	_	אל נונון	\mathcal{F}

					令	和	年	月	日
申	請者	の日	氏名						
	(특	事業を	者名)
生	年	月	日	昭和・平成	年	月	目		
住			祈						

タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく広島地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の受験を申請します。

※一般社団法人広島県タクシー協会使用欄

受験年月日	令和	年	月	日予定
-------	----	---	---	-----

手数料納付確認	受理印	受験番号
法令、安全、接遇 3,400円		